

八潮市地域福祉計画推進委員会 資料2

令和3年8月17日

八潮市健康福祉部社会福祉課

# 第3期 八潮市地域福祉計画

【現状と課題】

令和3年8月

八 潮 市



# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	3
2	地域福祉とは	4
3	地域福祉計画とは	5
4	計画の位置づけ	6
5	計画の期間	7
6	計画の策定体制	8

## 第2章 八潮市の現状と課題

1	地域福祉を取り巻く社会動向	11
2	八潮市の地域福祉を取り巻く概況	16
3	各種調査結果にみる八潮市の現状	31



# 第1章 計画の概要



# 1 計画策定の趣旨

---

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

また、地域における活動の担い手不足や高齢化が進み、支え合いの機能が低下するとともに、世帯規模の縮小により、子育てや介護等に悩みや負担を抱えながらも、周りに頼ることができない状況も見受けられます。

さらに、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない問題や、高齢の親が子どもの生活を支えるという「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」など、1世帯で複数のリスクを抱える問題も生じています。

八潮市（以下「本市」という。）では、かつての市民同士の助け合いの仕組みに加え、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域の誰もが支え合う体制づくりを地域社会において創出していくため、平成24年3月に「八潮市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）、平成29年3月に「第2期八潮市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進のために様々な取組を実践してきました。

国においても、高齢者、障がい者、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備し、支援を求める人への取組を充実させてきましたが、今後は社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」を実現していくことが求められます。

そのためには、市民一人ひとりが地域や福祉を「自分ごと」として捉え主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが重要です。

本市では、第2期計画の成果や市民ニーズ等を踏まえ、これからの本市における地域福祉を推進するための指針として、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第3期八潮市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 地域福祉とは

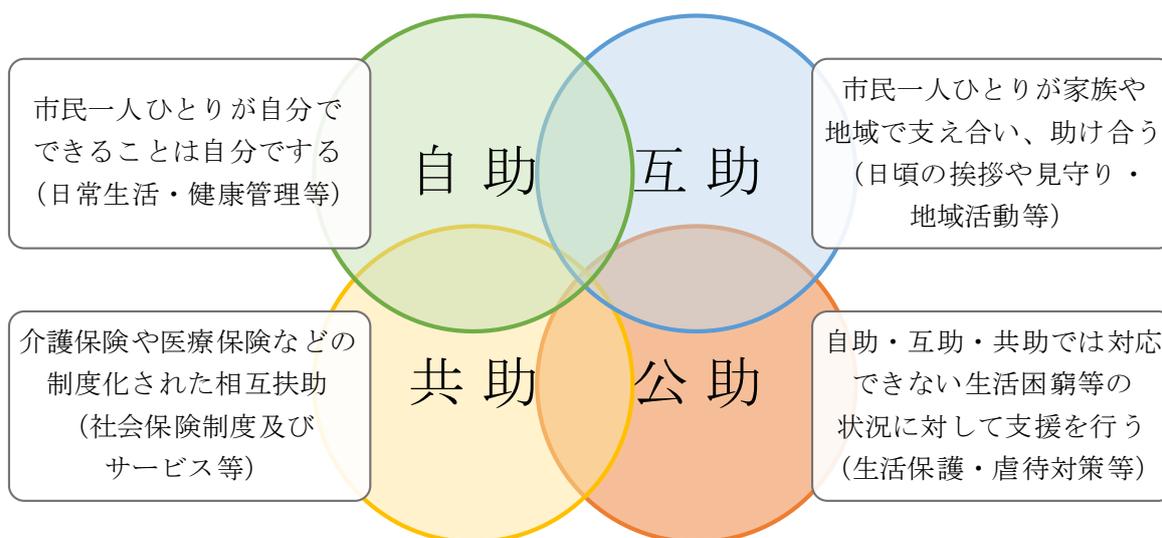
地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、市民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、市民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

### ■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



### 3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条第1項の規定に基づき「市町村地域福祉計画」として策定するもので、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

#### ■社会福祉法(抄)

##### (目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### (地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

##### (市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

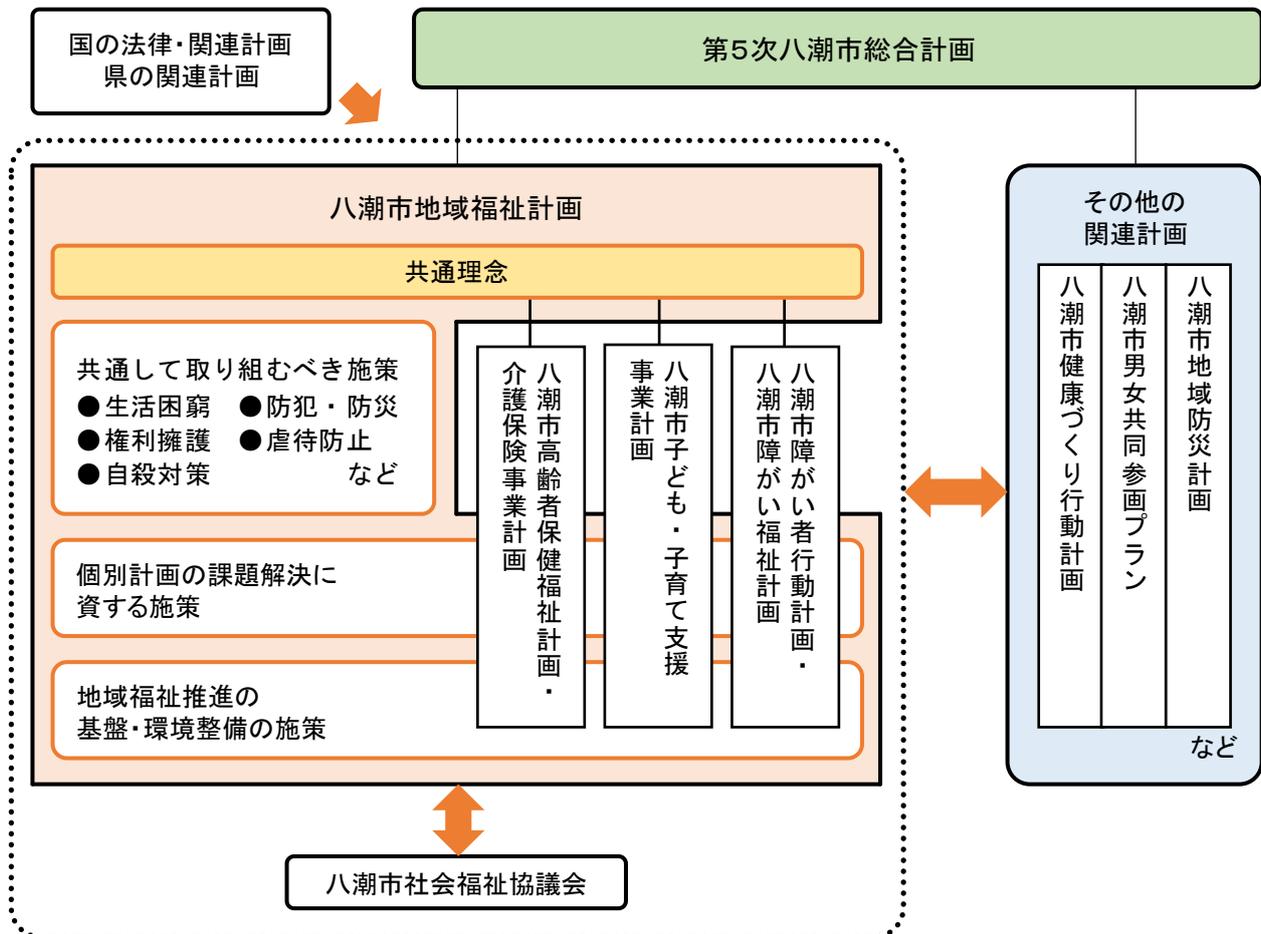
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、「第5次八潮市総合計画」の政策領域別計画として、福祉分野の個別計画の地域福祉推進に関する方針や施策等と連動することから、既に個別分野ごとに策定している計画及び国や県などから出されている地域福祉に関連する法律や計画等との整合も図り、新たな社会問題をはじめとする地域の広範な生活課題にも対応できる計画とします。

また、本計画は「地域」に着目し、地域において支援を必要とする人の生活課題解決のための方策について定めるとともに、地域福祉を推進していく上で特に重要な役割を担う八潮市社会福祉協議会との連携を図るため、八潮市社会福祉協議会の取組も併せて掲載することとします。

### ■ 計画の位置付け



## 5 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、地域における課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

### ■計画の期間

計画	年度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合計画	第5次八潮市総合計画 【平成28年度～令和7年度】					
地域福祉計画	見直し	第3期八潮市地域福祉計画 【令和4年度～令和8年度】				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期八潮市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 【令和3年度～令和5年度】					
子ども・子育て支援 事業計画	第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 【令和2年度～令和6年度】					
障がい者行動計画 障害福祉計画	第7次八潮市障がい者行動計画・ 第6期八潮市障がい福祉計画 【令和3年度～令和5年度】					

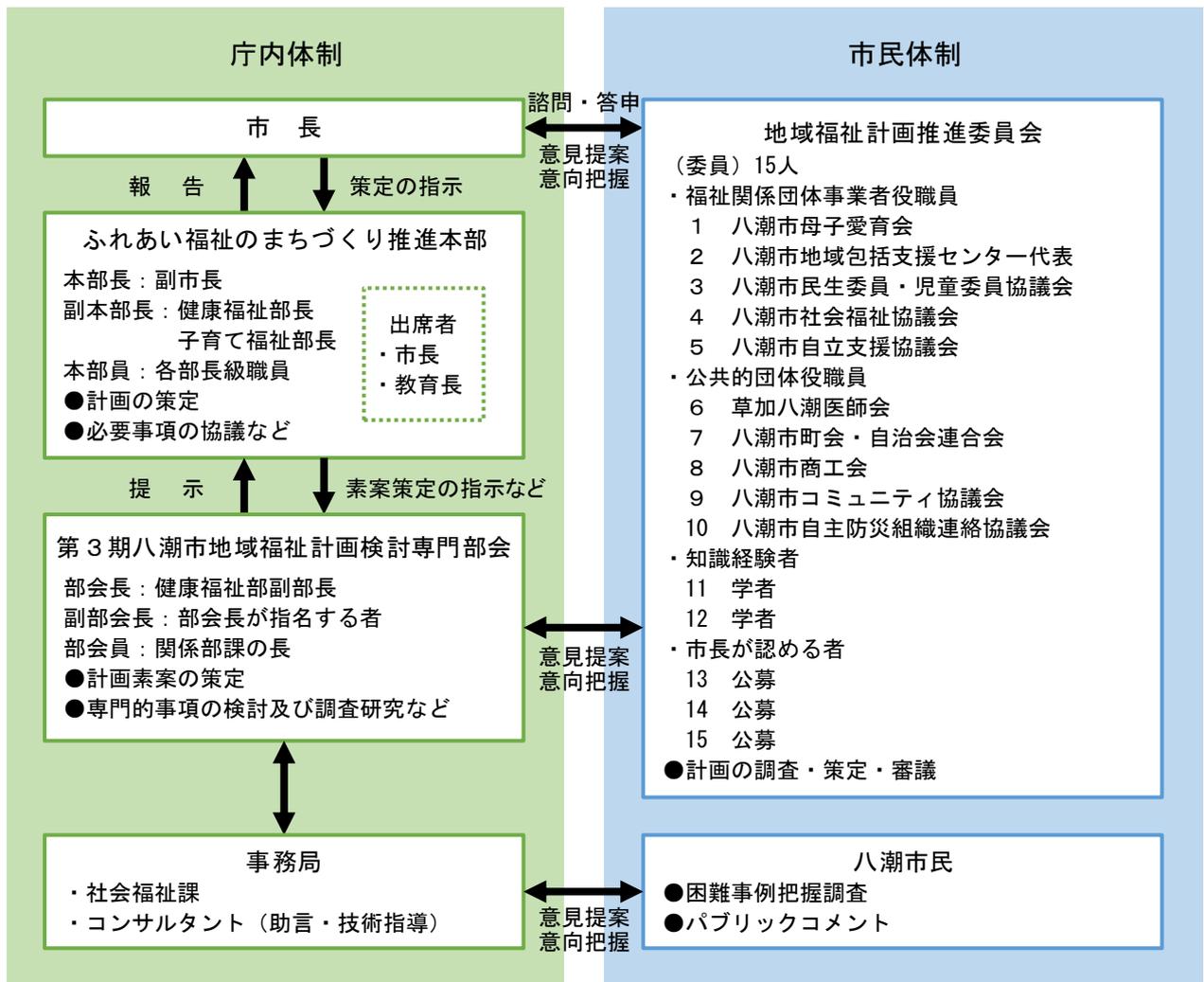
## 6 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、福祉関係団体事業者役職員、公共的団体役職員、知識経験者、公募による市民などで構成する「八潮市地域福祉計画推進委員会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、庁内の関係部署で構成する「八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部」及び「八潮市地域福祉計画検討専門部会」において協議・検討を行いました。

市民意向の把握等にあたっては、福祉の分野別計画における調査結果を活用するほか、困難事例把握調査や地域の民生委員・児童委員等へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

### ■ 計画の策定体制



## **第2章 八潮市の現状と課題**



# 1 地域福祉を取り巻く社会動向

---

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、社会動向を的確に捉えていくことが重要となります。

国や県の地域福祉に関連する法律や計画の動向、本市における他の福祉分野の個別計画の方針など、今後の地域福祉の在り方について整理します。

## (1) 国の動向

---

### ① 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月)

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)の必要性を提示しました。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示しました。

### ② 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しました。

### ③ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成28年7月)

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめ(平成29年9月)として、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示しました。

### ④ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成30年4月施行)

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、その理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、市町村の地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるなど地域福祉計画の充実について記載されました。

⑤「地域共生社会推進検討会」の設置（令和元年5月）

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示しました。

⑥「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気にかけて合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

■地域共生社会のイメージ図



資料：厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

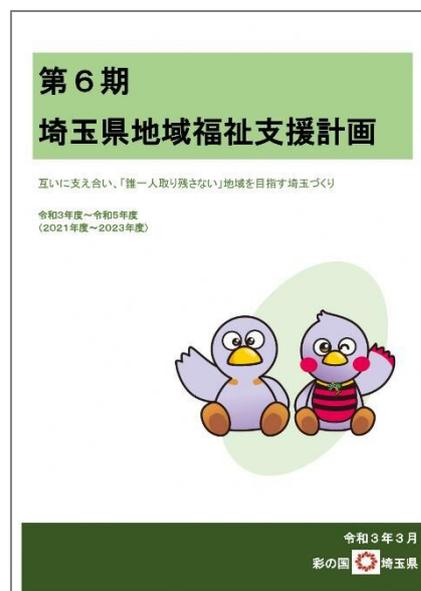
## (2) 埼玉県動向

### ① 第6期埼玉県地域福祉支援計画（令和3年度～令和5年度）

社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものであり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられるものです。

また、「埼玉県高齢者支援計画（認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」、「埼玉県ケアラー支援計画」、「埼玉県再犯防止推進計画」など個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画です。

「互いに支え合い、『誰一人取り残さない』地域を目指す埼玉づくり」を基本理念として掲げ、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談支援機関、行政など、あらゆる主体が参画し、世代や分野を超えてつながり、地域の課題を地域で解決する力を高める取組を定めました。



## (3) 本市における福祉分野の個別計画

### ① 第8期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画で、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し、供給量および供給体制を見込み定める計画です。

「健康でいきいきと安心して暮らしつづけられる地域をめざして」を基本理念として掲げ、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築を図っています。



## 第2章 八潮市の現状と課題

### ②第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法88条に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を基本理念として掲げ、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進しています。

### ③第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定したものです。

「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念として掲げ、子育てを社会的に支援する体制を推進し、多様な保育需要を考慮した保育内容や地域における子育て支援事業の充実に努めるなど、安全・安心でいきいきと子育てができる環境づくりを進めています。



## (4)SDGsの理念

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

### ■持続可能な開発目標(SDGs)の概要



資料：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

## 2 八潮市の地域福祉を取り巻く概況

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、前述の社会動向を的確に捉えていくことに加え、本市における地域福祉を取り巻く状況についても的確に捉えていくことが重要です。

本市の地域福祉の目指す姿として、統計データや地域の活動状況など、本市の地域福祉に関連する概況を整理します。

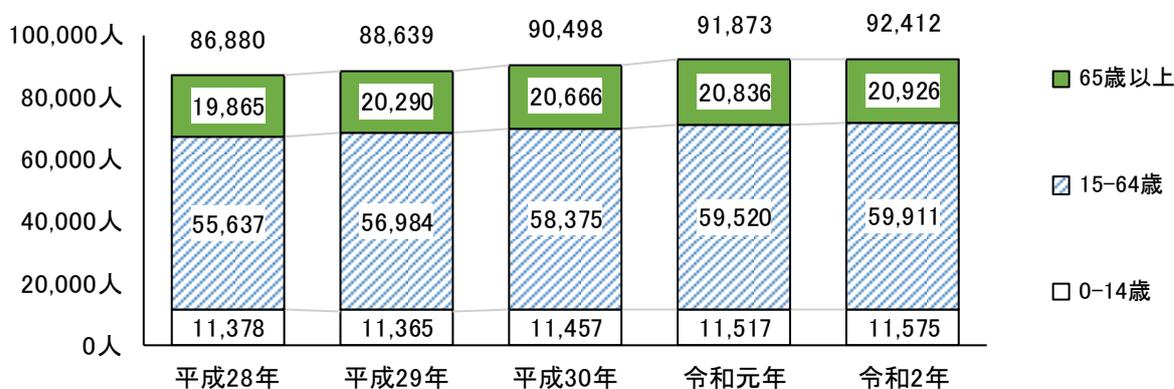
### (1)人口動態と世帯の概況

#### ①人口の推移

総人口は年々増加しており、令和2年10月1日現在で92,412人となっており、平成28年と比較すると、5,532人増加しています。

15～64歳の生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しており、0歳～14歳の年少人口は、平成30年以降増加に転じている状況です。

■総人口と年齢3区分別人口の推移

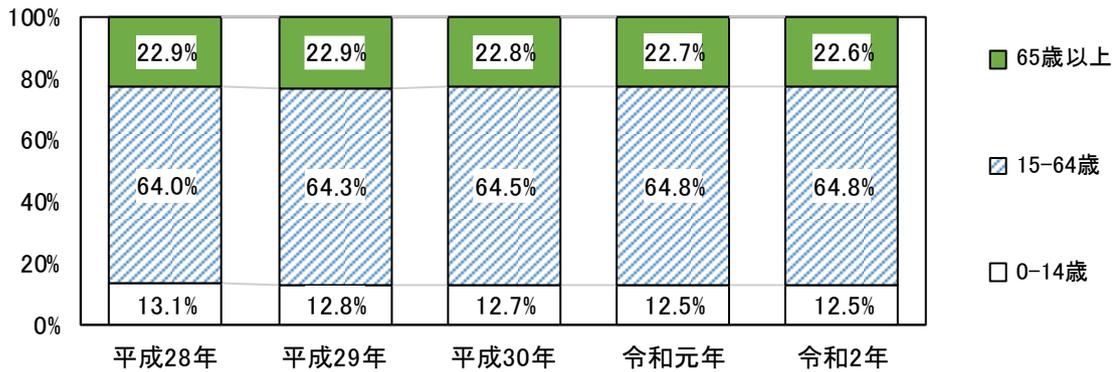


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②人口構成比の推移

人口構成比をみると、全体的に急激な変動はなく、15～64歳の生産年齢人口が過半数を占め、64%台の微増傾向で推移しています。一方、0歳～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口は微減傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口構成比の推移

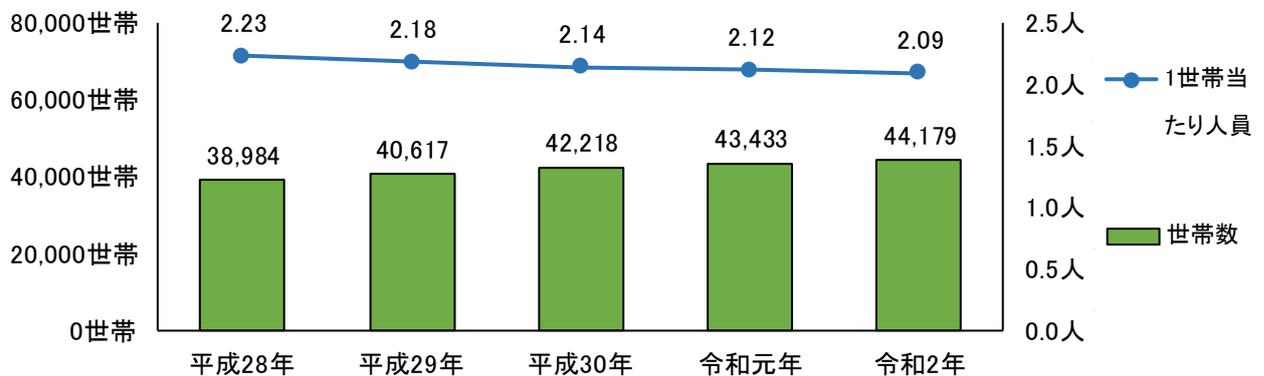


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③世帯数の推移

世帯数は令和2年10月1日現在で44,179世帯となっており、増加が続いていますが、1世帯あたり人員は減少しており、平成28年は2.23人でしたが、令和2年には2.09人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

④転入・転出の状況

本市の転入・転出の状況をみると、転入超過の状況が続いています。

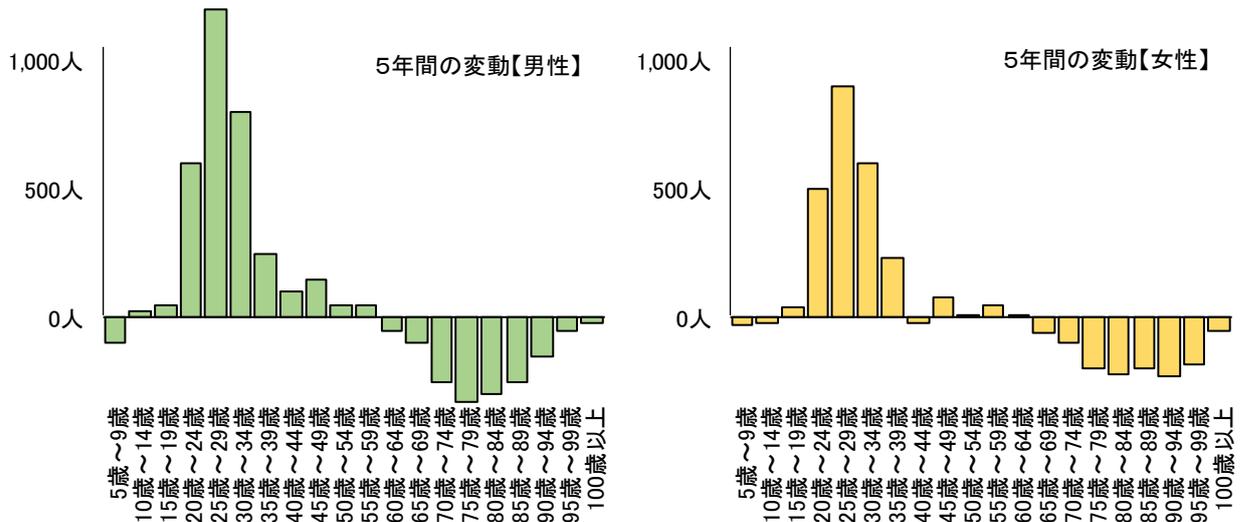
性別・年齢別にみると、男女ともに 20 歳代～30 歳代の転入超過が顕著に見られます。

■国内他地域との間の転入届に基づく年間人口移動(日本人のみ)

	転入[A] (人)	転出[B] (人)	転入超過[C] [A]-[B]	総移動[D] [A]+[B]	[C]÷[D] (%)
平成27年	3,955	3,773	182	7,728	2.4
平成28年	4,307	3,568	739	7,875	9.4
平成29年	4,982	3,567	1,415	8,549	16.6
平成30年	5,452	3,930	1,522	9,382	16.2
令和元年	4,882	4,054	828	8,936	9.3

資料:総務省統計局「住民基本台帳移動報告」等を基に作成

■平成27年～令和2年の住民基本台帳人口の変動(年齢は令和2年1月1日現在)



資料:総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」基に作成

## ⑤圏域別の状況

圏域別の総人口は、南部圏域が29,546人で最も多く、北部圏域が16,770人で最も少なくなっています。平成28年と比較すると、世帯数はすべての圏域で増加していますが、総人口については、西部圏域と北部圏域で減少している状況です。

65以上の高齢者人口の割合が最も高い圏域は北部圏域で31.7%、最も低い圏域は南部圏域で17.3%となっており、圏域間の差が大きくなっています。

一方、0～14歳の年少人口割合は、南部圏域が14.2%で最も高くなっており、北部圏域のみ9.7%で1割を下回っています。

■地域福祉圏域別の総人口と世帯数の比較

単位：人

	平成28年			令和2年		
	総人口	世帯数	1世帯当たり 人員	総人口	世帯数	1世帯当たり 人員
東部圏域	25,912	11,130	2.33	26,902	12,254	2.20
西部圏域	19,307	8,502	2.27	19,194	8,967	2.14
南部圏域	24,436	11,639	2.10	29,546	15,000	1.97
北部圏域	17,225	7,713	2.23	16,770	7,958	2.11
合 計	88,639	38,984	2.27	92,412	44,179	2.09

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■地域福祉圏域別の年齢3区分別人口の比較

単位：人、%

	平成28年			令和2年		
	0-14歳	15-64歳	65歳以上	0-14歳	15-64歳	65歳以上
東部圏域	3,810	16,774	5,328	3,697	17,526	5,679
	14.7%	64.7%	20.6%	13.7%	65.1%	21.1%
西部圏域	2,297	12,440	4,570	2,056	12,327	4,811
	11.9%	64.4%	23.7%	10.7%	64.2%	25.1%
南部圏域	3,354	16,196	4,886	4,190	20,239	5,117
	13.7%	66.3%	20.0%	14.2%	68.5%	17.3%
北部圏域	1,917	10,227	5,081	1,632	9,819	5,319
	11.1%	59.4%	29.5%	9.7%	58.6%	31.7%
合 計	11,365	56,984	20,290	11,575	59,911	20,926
	12.8%	64.3%	22.9%	12.5%	64.8%	22.6%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 高齢者福祉に関する概況

### ① 高齢化の状況

65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、令和2年では20,926人、高齢化率は22.6%となっています。高齢者を65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けると、前期高齢者は年々減少していますが、後期高齢者は年々増加しており、令和2年では10,500人、総人口に占める割合は11.4%となっています。

■ 高齢者人口と高齢化率の推移

単位：人、%

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	86,880	88,639	90,498	91,873	92,412
65歳以上	19,865	20,290	20,666	20,836	20,926
	22.9%	22.9%	22.8%	22.7%	22.6%
65-74歳	11,752	11,483	11,169	10,648	10,426
	13.5%	13.0%	12.3%	11.6%	11.3%
75歳以上	8,113	8,807	9,497	10,188	10,500
	9.3%	9.9%	10.5%	11.1%	11.4%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### ② 高齢者世帯の状況（※11月更新予定：国勢調査）

65歳以上を含む世帯については、令和2年では14,752世帯となっており、全世帯の33.4%を占めています。そのうち、単身世帯が5,233世帯、高齢者夫婦世帯が3,931世帯となっています。

■ 高齢者世帯の推移

単位：人、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	25,919	27,495	32,467	35,763	44,179
65歳以上を含む世帯	5,385	7,823	10,608	12,761	14,752
	20.8%	28.5%	32.7%	35.7%	33.4%
高齢者単身世帯	692	1,294	2,065	2,853	5,233
	12.9%	16.5%	19.5%	22.4%	35.5%
高齢者夫婦世帯	1,095	1,921	2,768	3,427	3,931
	20.3%	24.6%	26.1%	26.9%	26.6%
その他の世帯	3,598	4,608	5,775	6,481	5,588
	66.8%	58.9%	54.4%	50.8%	37.9%

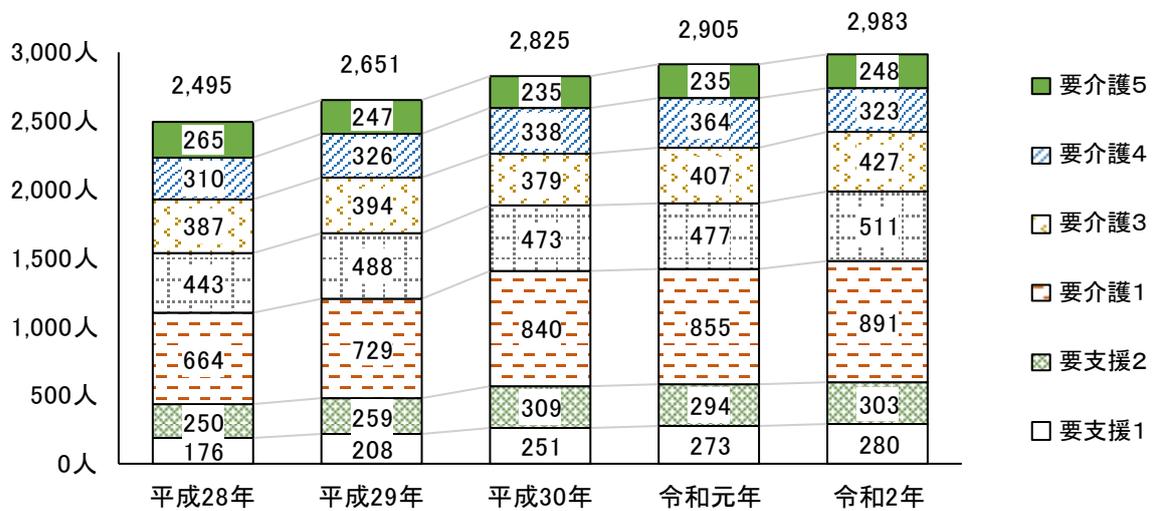
資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳）

③要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は、令和2年では2,983人で、認定者の内訳は、要支援認定者（要支援1及び2）が583人で全体の19.5%、要介護認定者（要介護1～5）が2,400人で全体の80.5%となっています。要介護者の中では、要介護1が891人で最も多く、要介護2が511人で続いており、中度層が多い構造となっています。

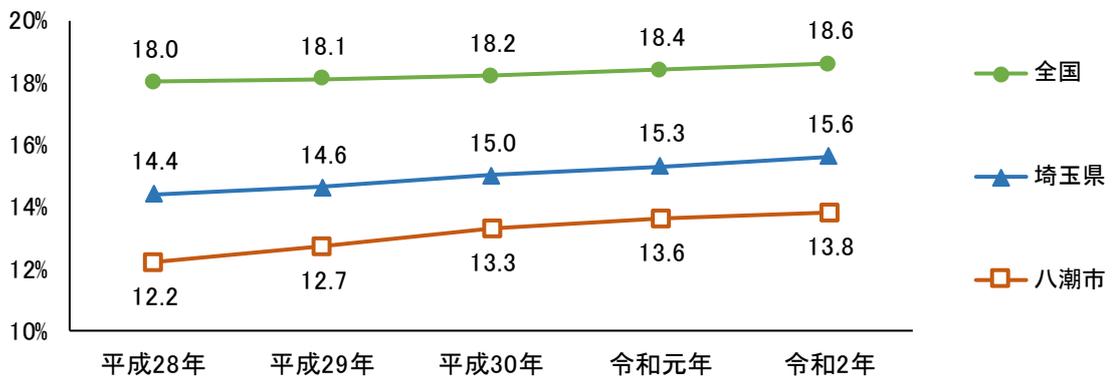
第1号被保険者の要支援・要介護認定率は13.8%となっており、全国及び埼玉県よりも低い水準で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

■第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

④ふれあいサロン活動の状況

八潮市社会福祉協議会において、地域での仲間づくりや生きがいづくりなど、地域の誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、地域の協力者が中心となって運営する「ふれあいサロン活動」を実施しています。

令和元年までは実施支部数、実施延べ回数ともに年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の実施支部数は10支部、実施延べ回数は49回に留まっています。

■実施支部数及び実施回数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施支部数(支部)	23	23	25	27	10
実施延べ回数(回)	124	145	174	193	49

資料:八潮市社会福祉協議会(各年度3月31日現在)

⑤社会参加の状況

八潮市シルバー人材センターにおいて、高齢者の豊富な経験・知識・技能を生かした就業を通じ、生きがいづくりや社会参加を希望する働く意欲のある定年後等の高齢者の支援に取り組んでいます。

シルバー人材センター会員数と受注件数は、令和元年度以降、年々増加しています。

■シルバー人材センター会員数及び受注件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数(人)	505	482	473	509	536
受注件数(件)	1,233	1,315	1,294	1,301	1,365

資料:長寿介護課(各年度3月31日現在)

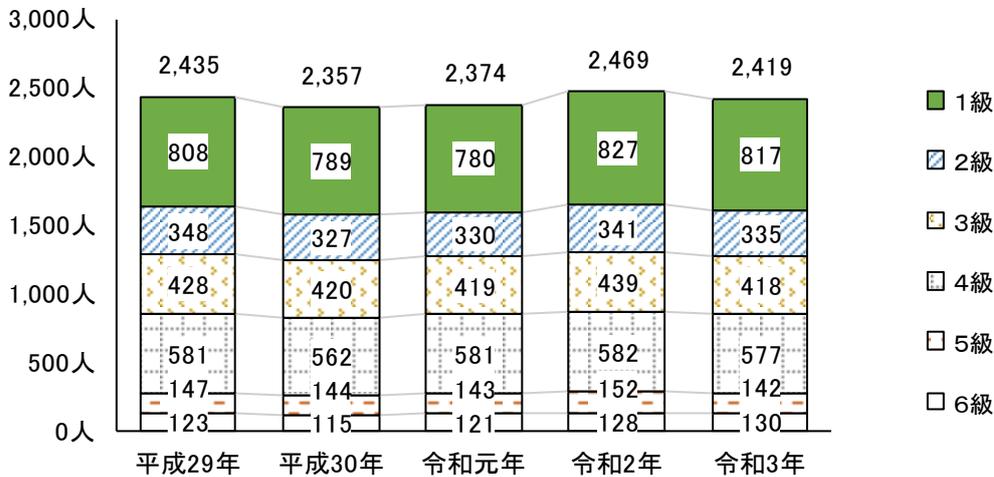
### (3)障がい者福祉に関する概況

#### ①身体障害者手帳所持者

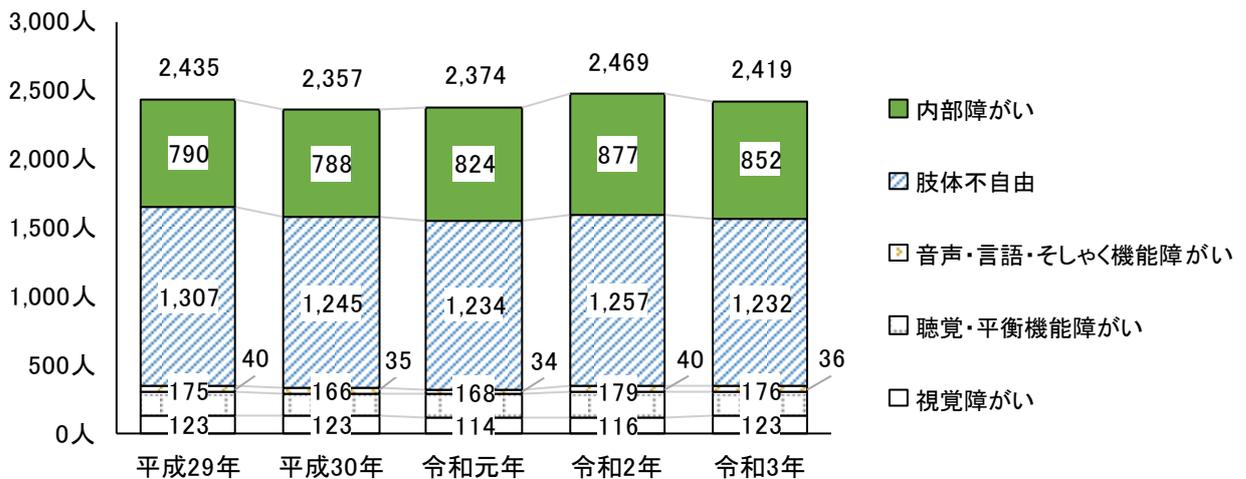
身体障害者手帳所持者数は、2,400人前後で推移しており、令和3年では2,419人となっています。障がいの等級別では、1級が817人で最も多く、次いで4級が577人となっています。障がいの種類別では、肢体不自由が1,232人で最も多く、次いで内部障がいが852人となっています。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移

《等級別》



《障がいの種類別》



資料：八潮市障がい福祉課（各年4月1日現在）

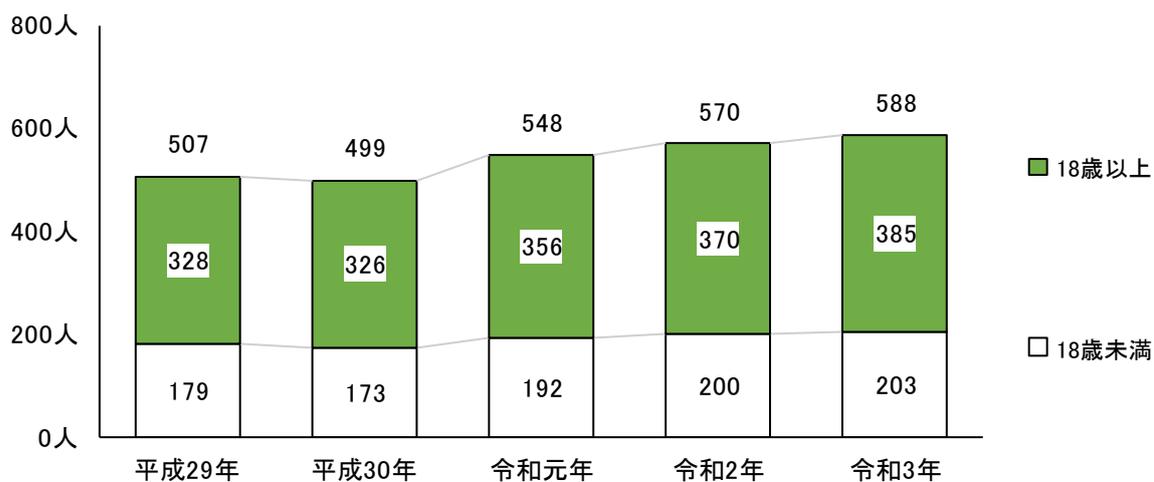
②療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和3年では588人となっています。18歳未満は203人で全体の3割強を占めています。

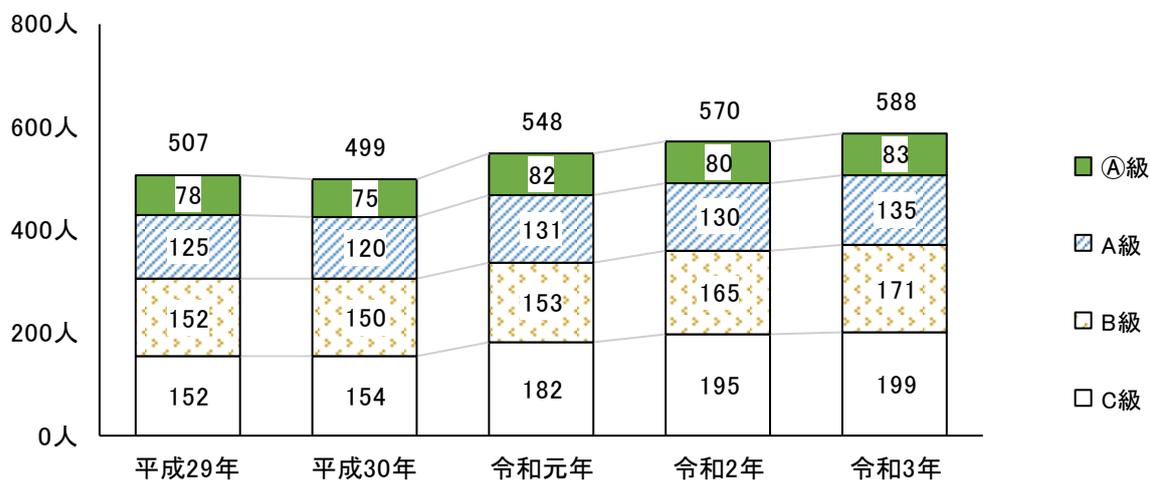
障がいの程度別では、C級（軽度）が199人で最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

《年齢別》



《障がいの程度別》

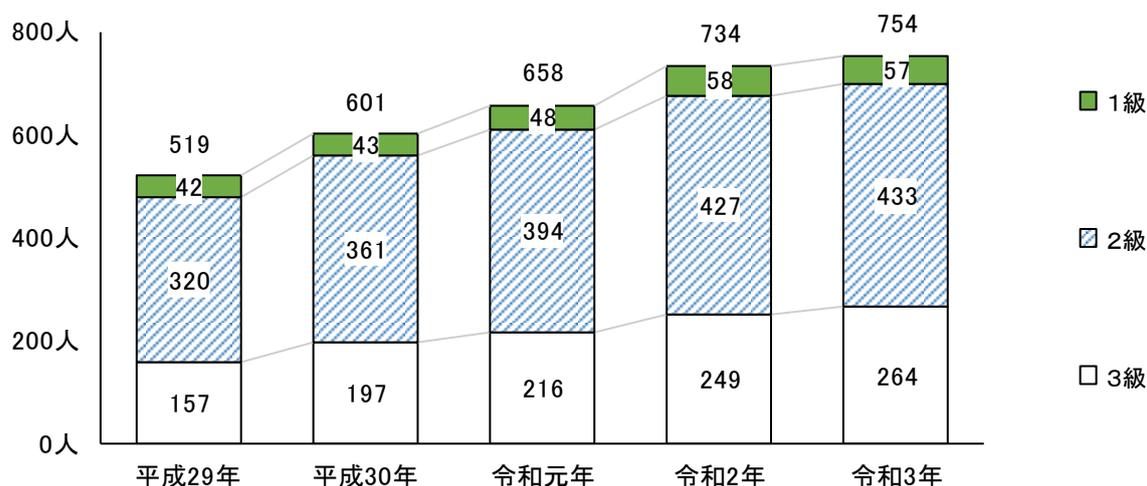


資料：八潮市障がい福祉課（各年4月1日現在）

### ③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年では754人となっています。障がいの等級別では、2級が433人で最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

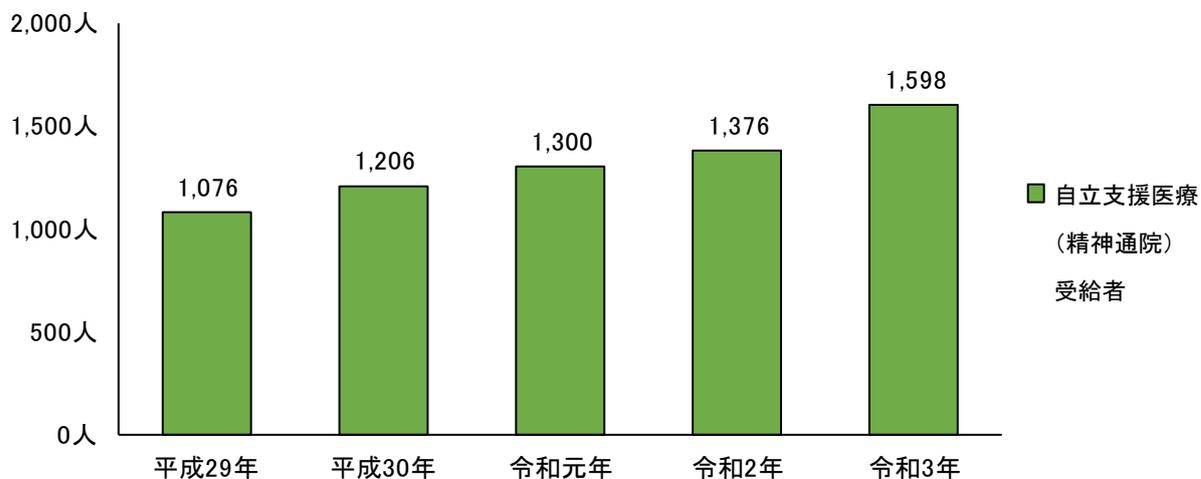


資料：八潮市障がい福祉課（各年4月1日現在）

### ④自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数は、年々増加しており、令和3年では1,598人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



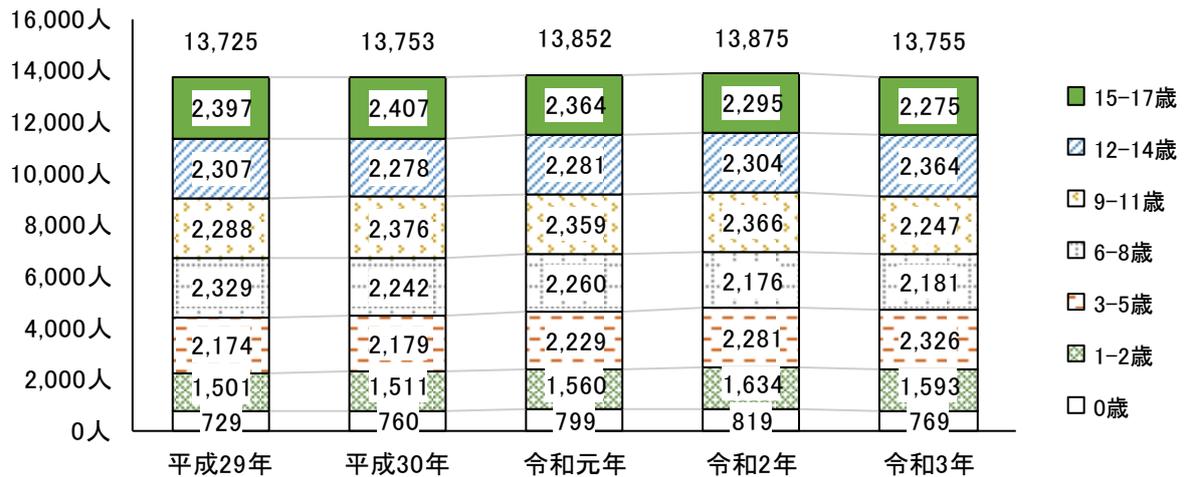
資料：八潮市障がい福祉課（各年4月1日現在）

## (4)子ども・子育て支援に関する概況

### ①児童数の推移

18歳未満の児童数は、13,700人～13,800人台で推移しています。

#### ■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ②世帯の家族類型の状況（※11月更新予定：国勢調査）

世帯総数は年々増加しており、平成27年では34,102世帯となっています。親族世帯のうち核家族世帯では、夫婦のみとひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）が増加しています。また、単独世帯も年々増加しており、10,000世帯を超えています。

#### ■世帯の家族類型の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯	18歳未満親族のいる世帯
総数	24,556	25,895	27,281	32,411	34,102	3,361	7,649
A 親族世帯	19,472	20,013	20,473	22,583	22,350	3,327	7,561
I 核家族世帯	16,674	17,215	17,578	19,813	19,945	3,002	6,834
(1) 夫婦のみ	3,311	4,215	4,940	6,123	6,407	-	-
(2) 夫婦と子ども	11,639	10,955	10,214	10,730	10,337	2,844	6,047
(3) 男親と子ども	451	450	517	624	641	12	113
(4) 女親と子ども	1,273	1,595	1,907	2,336	2,560	146	674
II その他の親族世帯	2,798	2,798	2,895	2,770	2,405	325	727
B 非親族世帯	91	163	197	406	579	34	61
C 単独世帯	4,993	5,719	6,611	9,422	11,173	-	27

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (5)地域福祉に関する概況

### ①生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数及び被保護人員数は、平成30年をピークに減少しています。世帯類型別にみると、過半数を占める高齢者世帯のみ年々増加しており、令和2年では623世帯となっています。

#### ■生活保護の被保護世帯数・被保護人員数の推移

単位：人、世帯

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
被保護世帯	995	1,015	1,020	994	983
被保護人員	1,340	1,331	1,321	1,256	1,215

資料：各年度月平均

#### ■世帯類型別被保護者世帯数の推移

単位：世帯

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者世帯	558	588	604	612	623
疾病障がい者世帯	264	266	265	247	230
母子世帯	60	59	53	45	39
その他世帯	113	102	98	90	91

資料：各年度月平均

### ②自殺者の状況

近年の自殺者数は、平成28年の17人が最も多く、令和元年にかけて減少傾向にありましたが、令和2年では増加に転じ14人となっています。

#### ■自殺者数の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
男性	13	11	8	4	10
女性	4	2	5	6	4
合計	17	13	13	10	14

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 第2章 八潮市の現状と課題

### ③虐待相談の状況

高齢者、障がい者、児童の虐待相談件数の合計は、令和2年度では171件となっています。児童虐待の件数が比較的多く令和2年度は146件となっています。

#### ■虐待相談対応件数・通報件数の推移

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者虐待	31	22	28	34	23
障がい者虐待	0	0	0	2(1)	1(1)
児童虐待	5	2	123	150	146
合計	36	24	151	187	171

資料：高齢者虐待…高齢者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査

資料：障がい者虐待…障がい福祉課(かっこ内は18歳未満)

資料：児童虐待…福祉行政報告例(平成30年度から集計方法を変更したため件数が大幅に増加)

### ④成年後見制度の利用状況

確認中

#### ■成年後見制度の利用件数の推移

単位：件

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
成年後見					
任意後見					
補佐					
補助					

資料：

### ⑤町会・自治会の状況

世帯数が増加する一方で、町会・自治会の加入世帯数は、年々減少しており、令和2年には20,000世帯を下回っています。

また、町会・自治会の加入率も年々減少し、令和2年では45.2%となっています。

#### ■町会・自治会加入世帯数及び加入率の推移

単位：世帯、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
加入世帯数(世帯)	21,509	21,054	20,774	20,603	20,324	19,810
加入率(%)	57.4	54.9	52.3	50.0	47.4	45.2

資料：(各年4月1日現在)

## ⑥ボランティアの状況

八潮市社会福祉協議会におけるボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数の推移をみると、200 団体前後で推移しており、令和2年では 193 団体となっています。

## ■ボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
届出数(団体)	189	200	209	198	193

資料：八潮市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

## ⑦八潮たすけあいサービス事業の状況

八潮市商工会において、地域における支援を必要とする人たちの日常生活を支える活動の一環として「八潮たすけあいサービス事業」を実施しており、高齢者や子育て中の人などに庭の草取りや洗濯、買物代行などの簡単な作業を市内在住のボランティアが支援するサービスを展開しています。

利用者数は、平成29年度で最も多く322人となっていますが、令和2年度は・・・

## ■八潮たすけあいサービス利用者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	243	322	103	158	0

資料：商工観光課（各年度3月31日現在）

⑧福祉サービス利用援助事業の状況

八潮市社会福祉協議会において、地域住民の権利擁護事業の一環として「福祉サービス利用援助事業」を実施しており、認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を対象に利用者本人との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスなどの支援を行っています。

利用者数は年々増加しており、令和2年度の契約件数は30件となっています。

■福祉サービス利用援助事業利用者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
契約件数(件)	14	16	20	24	30
認知症高齢者(件)	10	10	12	13	16
知的障がい者(件)	2	4	5	8	9
精神障がい者(件)	2	2	2	2	4
その他(件)	0	0	1	1	1

資料：八潮市社会福祉協議会(各年度3月31日現在)

### 3 各種調査結果にみる八潮市の現状

地域の現状や課題を踏まえて、地域福祉をより一層推進していくためには、地域住民の現状やニーズ等を把握し、必要な施策展開を図る必要があります。

本市の現状として、福祉分野における各種アンケート調査結果を整理します。

#### (1) 高齢者実態調査

本調査は、要介護状態になる前の高齢者を対象として、高齢者の生活状況や生活支援サービスの必要性等を把握するとともに、要介護・要支援認定を受けている方及びその主な介護者を対象として、在宅介護の実態や生活支援サービスの必要性等を把握し、今後の高齢者等支援施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として実施しました。

##### ■ 調査概要

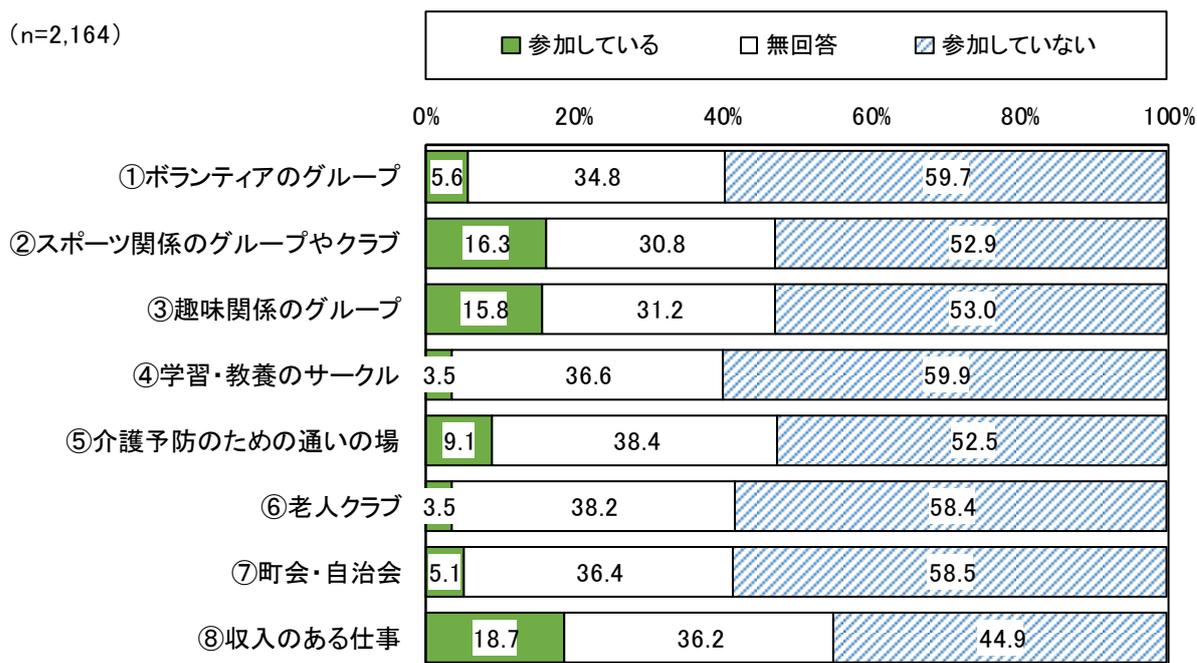
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	要介護認定を受けていない高齢者 (一般高齢者：無作為抽出) (要支援認定者・事業対象者：全数)	要介護1～5の在宅高齢者 (無作為抽出)
配布数	2,897 票 (一般高齢者：2,200 票) (要支援認定者・事業対象者：697 票)	1,200 票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和2年4月1日～令和2年4月22日	
回収結果	回収数：2,164 票 回収率：74.7%	回収数：797 票 回収率：66.4%

①地域活動等への参加状況

①～⑧の会やグループ等への参加状況について、「月1回以上参加している」と回答した場合を「参加している」と定義すると、「⑧収入のある仕事」が18.7%で最も多く、以下「②スポーツ関係のグループやクラブ」が16.3%、「③趣味関係のグループ」が15.8%などとなっています。

■地域活動等への参加状況

(n=2,164)

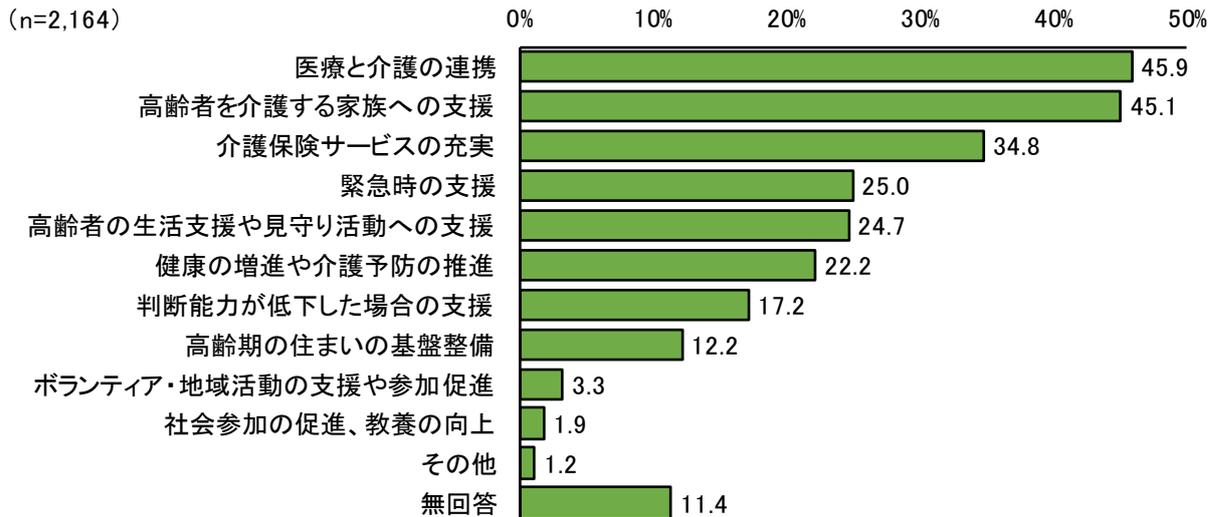


資料：高齢者実態調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

②市が重点を置くべき取組

今後、市が重点を置くべき高齢者の保健福祉や介護予防等に関する取組については、「医療と介護の連携」が45.9%、以下「高齢者を介護する家族への支援」が45.1%、「介護保険サービスの充実」が34.8%などとなっています。

■市が重点を置くべき取組



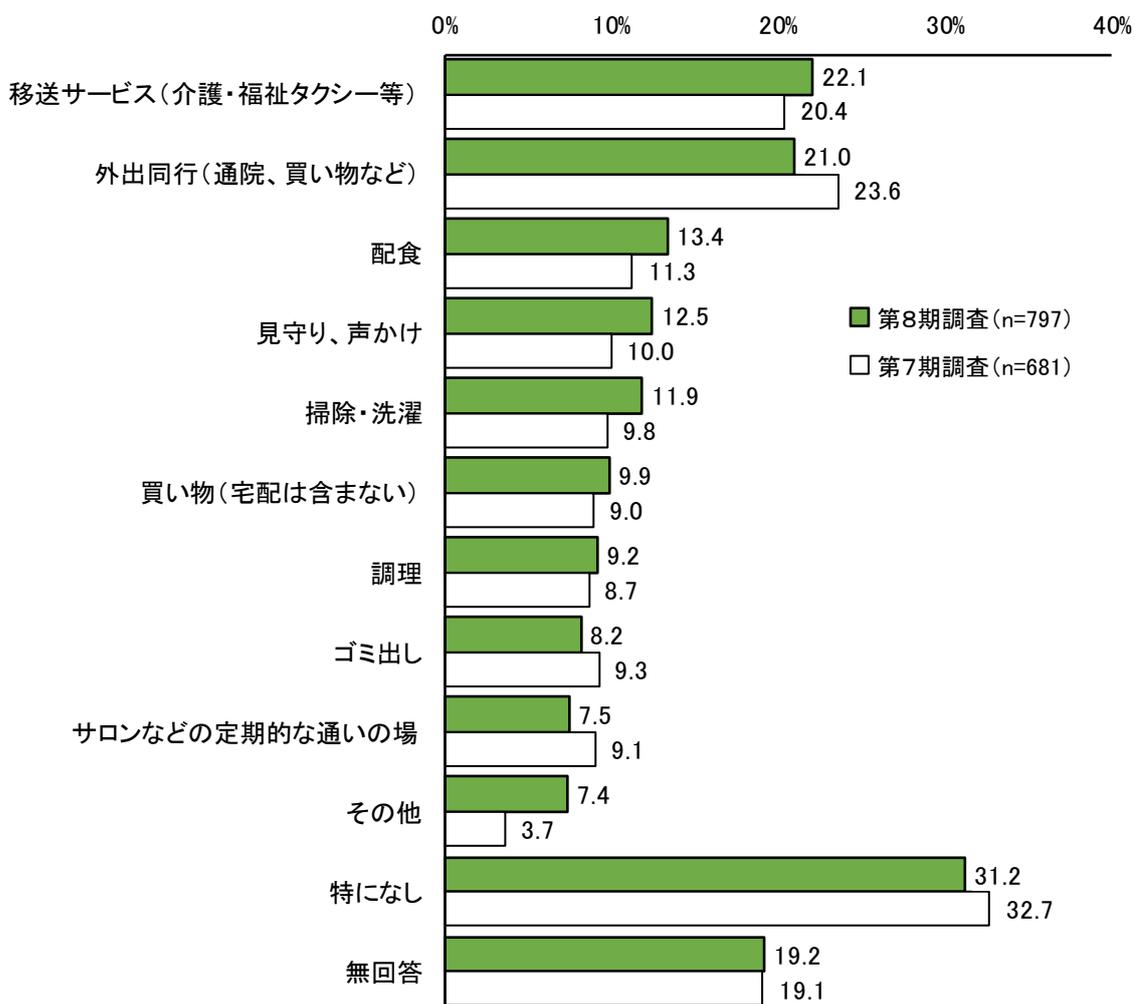
資料：高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

③在宅生活の継続のために必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続のために必要な支援・サービスについては、「移送サービス」が22.1%で最も多く、以下「外出同行」が21.0%、「配食」が13.4%などとなっています。なお、「特になし」は31.2%となっています。

経年比較では、「移送サービス」や「配食」、「見守り、声かけ」、「掃除・洗濯」などが増加しています。

■今後の在宅生活の継続のために必要な支援・サービス



資料：高齢者実態調査(在宅介護実態調査)

## (2)八潮市福祉に関するアンケート調査

本調査は、障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

### ■調査概要

	障がい者（児）調査	一般市民調査
対象者	市内にお住まいの障がい者手帳及び自立支援医療（精神通院）や障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）受給者証をお持ちの方	18歳以上 65歳未満の市民 （無作為抽出）
配布数	2,229 票	1,000 票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和2年3月31日～令和2年4月22日	
回収結果	回収数：1,136 票 回収率：51.0%	回収数：389 票 回収率：38.9%

### ■集計表の見方

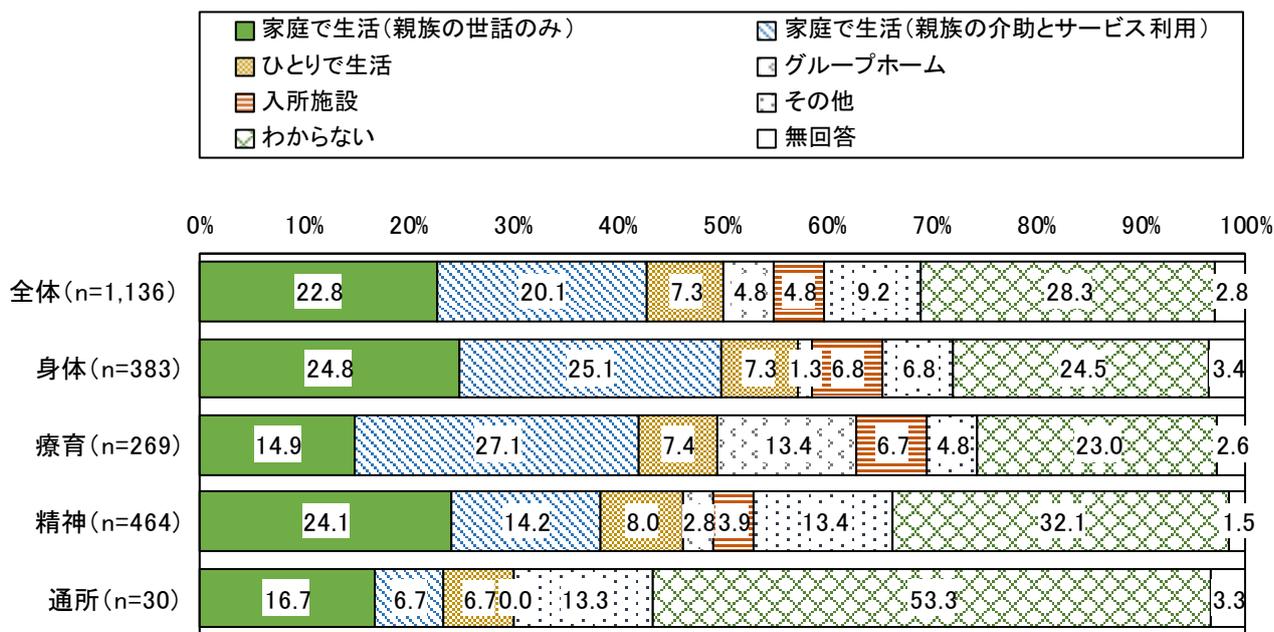
- 身体：身体障害者手帳所持者
- 療育：療育手帳所持者
- 精神：精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者
- 通所：障がい児通所支援事業受給者

①将来の生活の希望

全体では、「家庭で生活（親族の世話のみ）」（親族だけに世話をしてもらって、家庭で生活したい）が 22.8%で最も多く、以下「家庭で生活（親族の介助とサービス利用）」（親族の介助や、在宅福祉サービスを利用して、家庭で生活したい）が 20.1%、「ひとりで生活」（在宅福祉サービスを利用して、ひとりで生活したい）が 7.3%などとなっています。なお、「わからない」は 28.3%となっています。

手帳の種類別に見ると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では「家庭で生活（親族の介助とサービス利用）」、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者と障がい児通所支援事業受給者では「家庭で生活（親族の世話のみ）」がそれぞれ最も多くなっています。

■将来の生活の希望



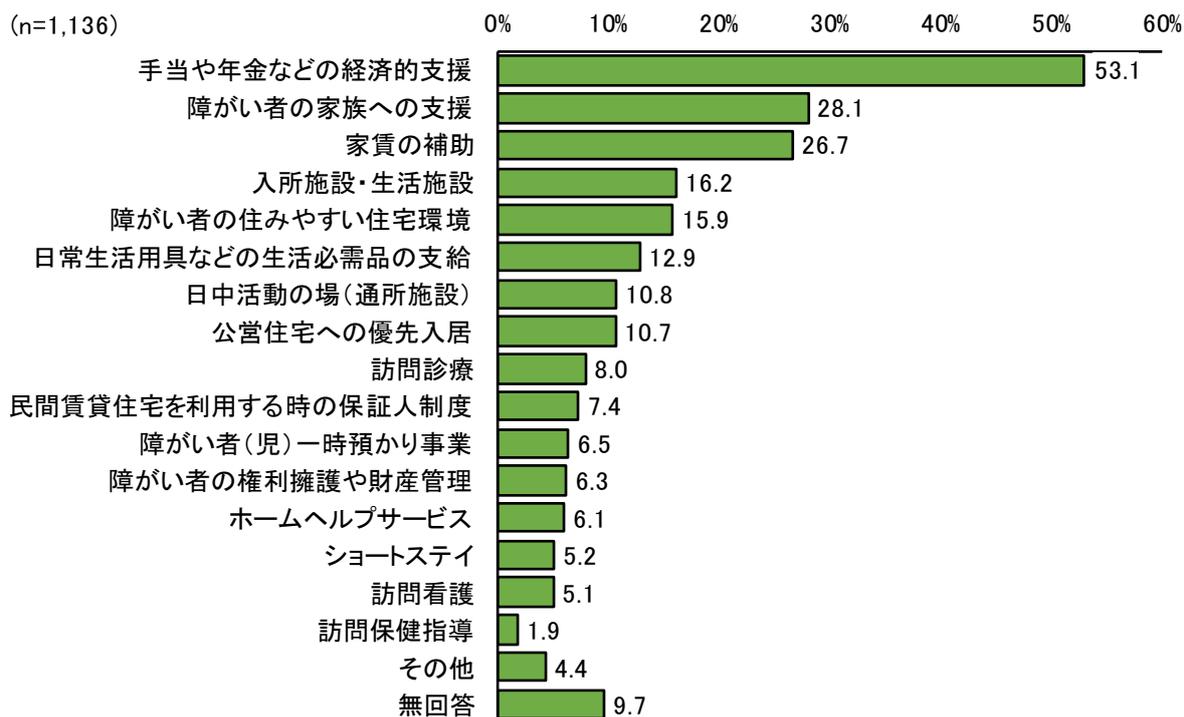
資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

③自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（生活全般）

全体では、「手当や年金などの経済的支援」が53.1%で最も多く、以下「障がい者の家族への支援」が28.1%、「家賃の補助」が26.7%などとなっています。

手帳の種類別にみると、障がい児通所支援事業受給者では、「障がい者（児）一時預かり事業」が最も多く、40.0%となっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（生活全般）



【上位】	手当や年金などの経済的支援	障がい者の家族への支援	家賃の補助	入所施設・生活施設	障がい者の住みやすい住宅環境	日常生活用具などの生活必需品の支給	日中活動の場（通所施設）	公営住宅への優先入居	訪問診療
	全体 (n=1,136)	53.1	28.1	26.7	16.2	15.9	12.9	10.8	10.7
身体 (n=383)	51.4	27.4	21.9	17.8	21.9	18.3	6.5	9.7	12.5
療育 (n=269)	46.8	34.6	17.1	30.5	17.8	8.9	20.4	7.1	6.7
精神 (n=464)	58.4	26.7	36.2	9.3	10.3	10.8	9.7	12.9	5.6
通所 (n=30)	33.3	23.3	13.3	6.7	3.3	6.7	30.0	6.7	6.7
【下位】	民間賃貸住宅を利用する時の保証人制度	障がい者（児）一時預かり事業	障がい者の権利擁護や財産管理	ホームヘルプサービス	ショートステイ	訪問看護	訪問保健指導	その他	無回答
	全体 (n=1,136)	7.4	6.5	6.3	6.1	5.2	5.1	1.9	4.4
身体 (n=383)	5.0	3.9	3.7	11.0	5.5	6.3	0.8	2.9	10.2
療育 (n=269)	4.5	14.5	12.3	5.9	10.8	4.8	2.2	4.1	9.3
精神 (n=464)	11.4	3.0	5.6	3.7	3.4	5.0	2.4	5.2	8.0
通所 (n=30)	6.7	40.0	3.3	3.3	0.0	0.0	3.3	10.0	13.3

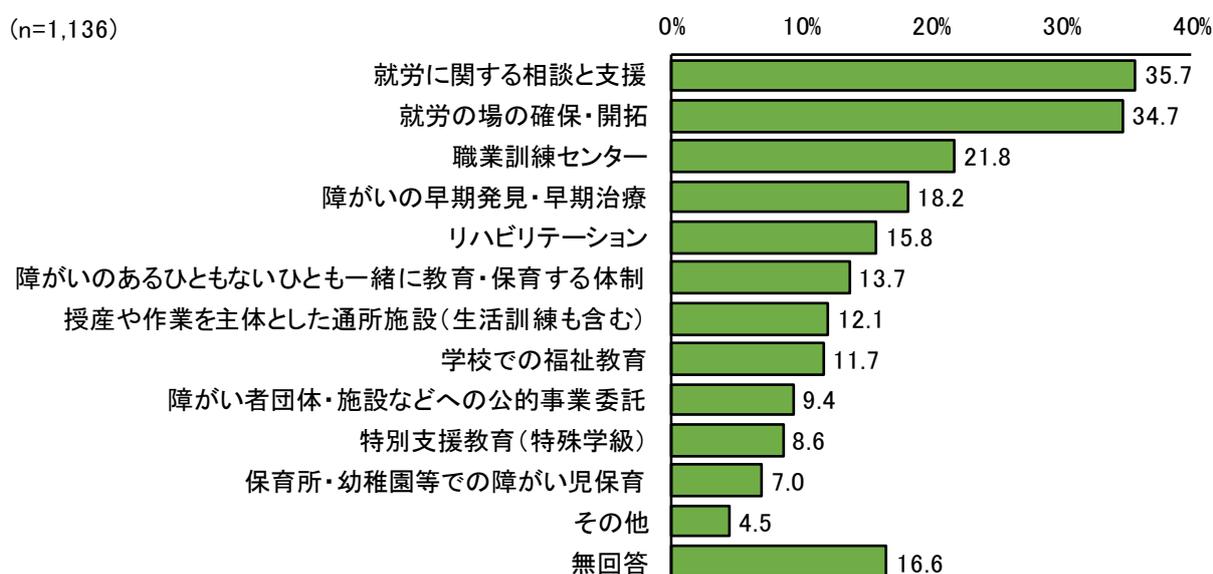
資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

④自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（就労・訓練・教育）

全体では、「就労に関する相談と支援」が35.7%で最も多く、以下「就労の場の確保・開拓」が34.7%、「職業訓練センター」が21.8%などとなっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者では「就労に関する相談と支援」、療育手帳所持者では「就労の場の確保・開拓」、障がい児通所支援事業受給者では「学校での福祉教育」がそれぞれ最も多くなっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（就労・訓練・教育）



【上位】	就労に関する相談と支援	就労の場の確保・開拓	職業訓練センター	障がいの早期発見・早期治療	リハビリテーション	障がいのあるひととないひとと一緒に教育・保育する体制	授産や作業を主体とした通所施設(生活訓練も含む)
全体(n=1,136)	35.7	34.7	21.8	18.2	15.8	13.7	12.1
身体(n=383)	30.8	29.2	17.0	15.4	30.0	11.7	10.4
療育(n=269)	33.5	34.9	21.9	14.1	8.9	17.1	24.5
精神(n=464)	41.8	39.2	23.9	22.0	9.3	11.4	8.4
通所(n=30)	23.3	33.3	16.7	30.0	20.0	40.0	13.3
【下位】	学校での福祉教育	障がい者団体・施設などへの公的事業委託	特別支援教育(特殊学級)	保育所・幼稚園等での障がい児保育	その他	無回答	
全体(n=1,136)	11.7	9.4	8.6	7.0	4.5	16.6	
身体(n=383)	7.8	9.7	3.4	5.2	2.9	21.4	
療育(n=269)	17.1	14.9	23.4	11.2	3.7	12.6	
精神(n=464)	9.5	7.5	3.4	4.1	6.7	15.1	
通所(n=30)	43.3	0.0	30.0	36.7	6.7	3.3	

資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

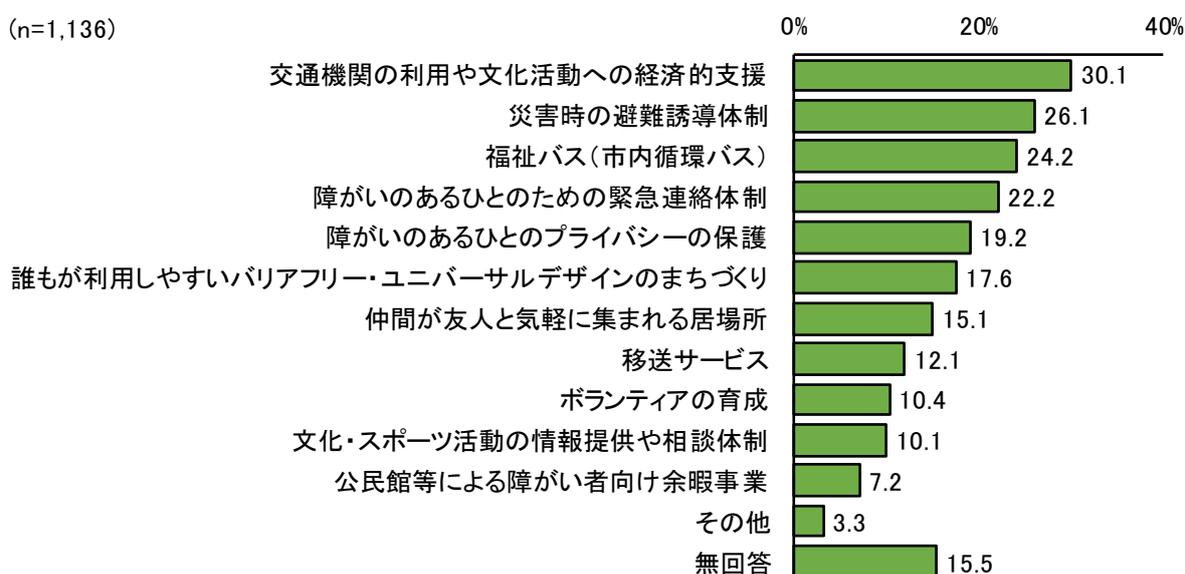
④自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（社会的活動）

全体では、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」が30.1%で最も多く、以下「災害時の避難誘導體制」が26.1%、「福祉バス（市内循環バス）」が24.2%などとなっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証では「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」、療育手帳と障がい児通所支援事業受給者では「災害時の避難誘導體制」がそれぞれ最も多くなっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（社会的活動）

(n=1,136)



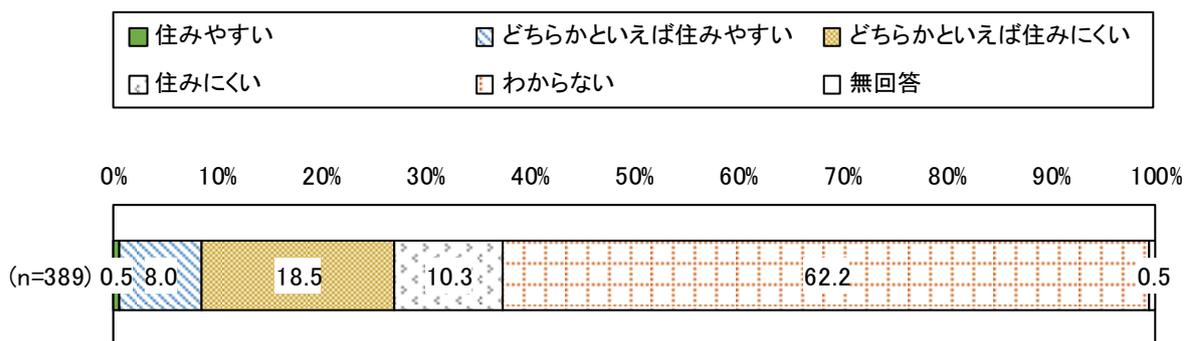
【上位】	交通機関の利用や文化活動への経済的支援	災害時の避難誘導體制	福祉バス(市内循環バス)	障がいのあるひとのための緊急連絡体制	障がいのあるひとのプライバシーの保護	誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	仲間が友人と気軽に集まれる居場所
全体(n=1,136)	30.1	26.1	24.2	22.2	19.2	17.6	15.1
身体(n=383)	31.1	28.7	29.2	23.2	11.7	24.5	7.3
療育(n=269)	24.2	32.7	20.1	32.0	17.1	13.4	20.8
精神(n=464)	33.0	22.4	23.7	17.5	25.6	13.8	18.8
通所(n=30)	16.7	33.3	6.7	20.0	23.3	20.0	13.3
【下位】	移送サービス	ボランティアの育成	文化・スポーツ活動の情報提供や相談体制	公民館等による障がい者向け余暇事業	その他	無回答	
全体(n=1,136)	12.1	10.4	10.1	7.2	3.3	15.5	
身体(n=383)	17.5	10.7	9.4	5.7	2.1	16.2	
療育(n=269)	16.0	11.2	8.6	14.1	4.5	13.0	
精神(n=464)	8.2	10.6	11.9	5.6	3.4	14.2	
通所(n=30)	6.7	10.0	16.7	10.0	6.7	20.0	

資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

⑤八潮市の住みやすさ（障がいのある人にとって）

障がいのある人にとっての住みやすさは、「わからない」が62.2%で最も多くなっています。「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると8.5%、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせると28.8%となっており、住みにくいと感じる一般市民が多いことがうかがえます。

■八潮市の住みやすさ(障がいのある人にとって)

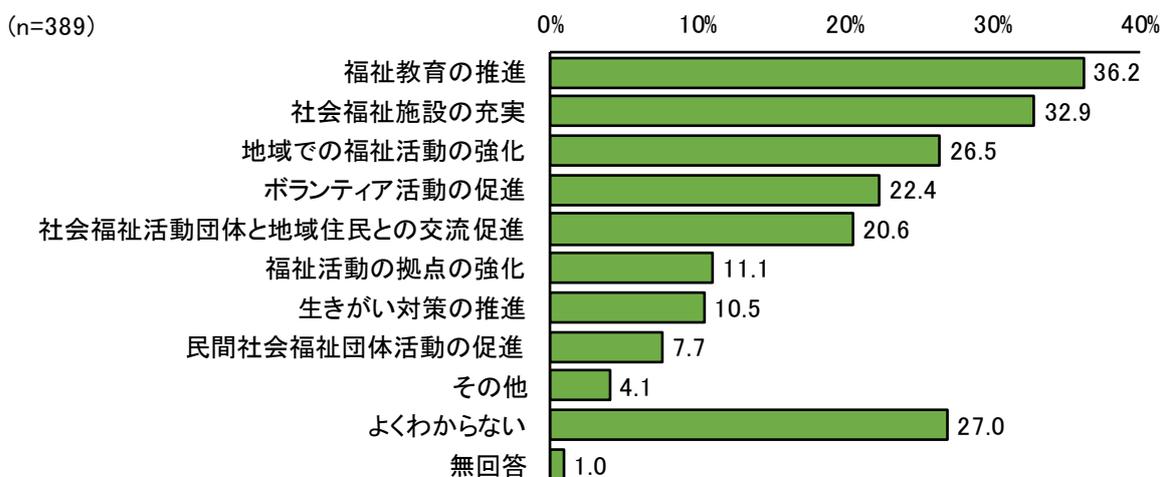


資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

⑥地域の福祉を高めるための対応策

地域の福祉を高めるための対応策は、「福祉教育の推進」が36.2%で最も多く、以下「社会福祉施設の充実」が32.9%、「地域での福祉活動の強化」が26.5%などとなっています。なお、「よくわからない」は27.0%となっています。

■地域の福祉を高めるための対応策



資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

### (3)子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

子育て支援事業に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などを把握するため、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（アンケート）を実施しました。

#### ■調査概要

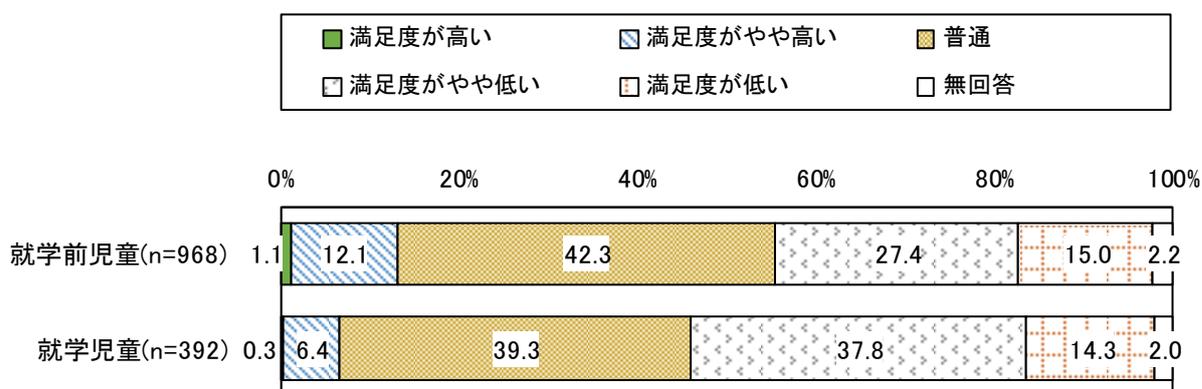
	就学前児童アンケート	就学児童アンケート
対象者	0歳から11歳の子ども3,000人（無作為に抽出）の保護者	
配布数	2,100票	900票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	平成31年3月19日～平成31年4月16日	
回収結果	回収数：968票 回収率：46.1%	回収数：392票 回収率：43.6%

#### ①子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童では「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせると13.2%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせると42.4%となっており、満足度が低い割合が高くなっています。

就学児童では、より満足度が低い結果となっており、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせると6.7%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせると52.1%となっています。

#### ■子育ての環境や支援への満足度



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

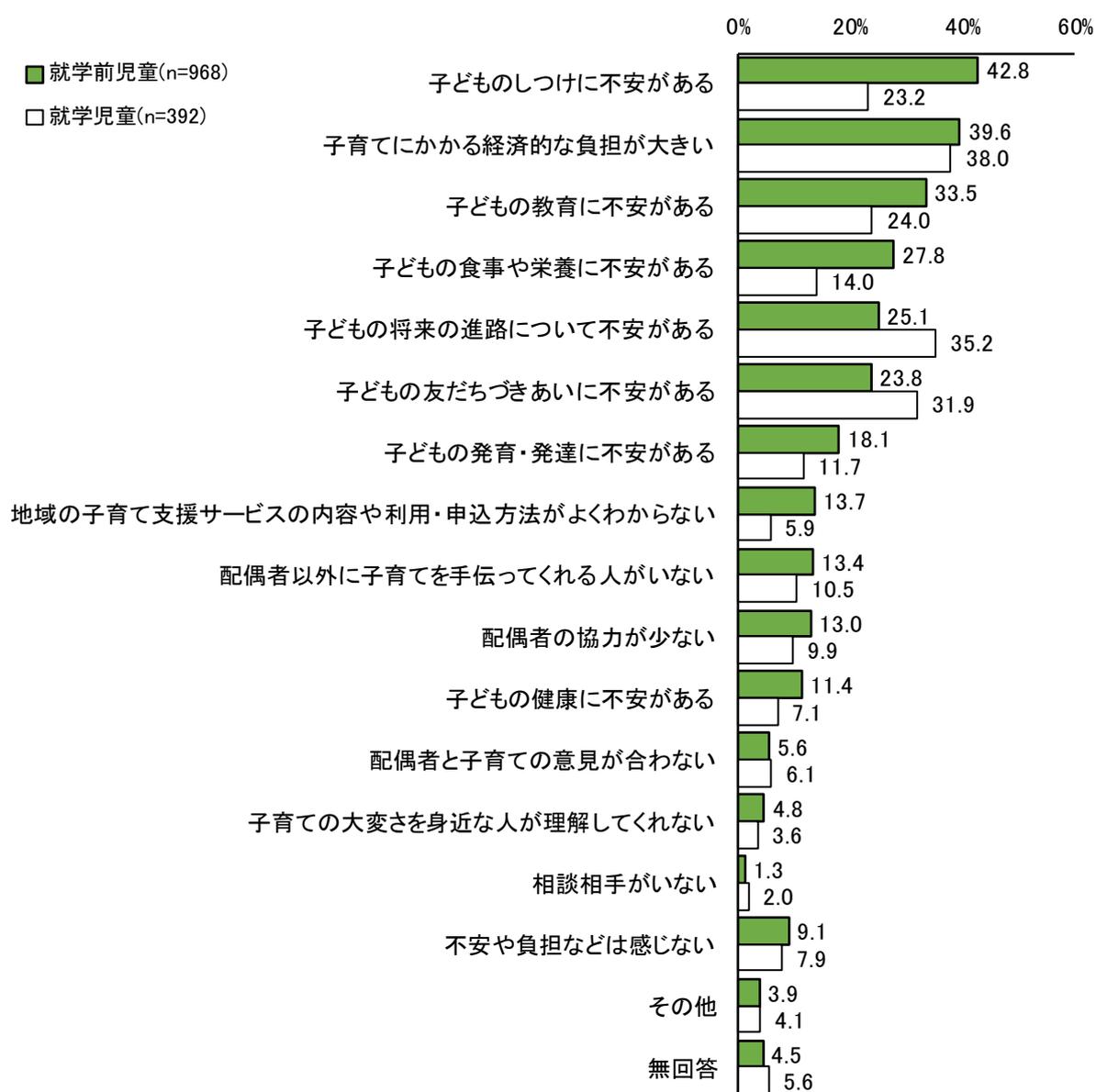
②子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安や負担については、就学前児童では「子どものしつけに不安がある」が42.8%で最も多く、以下「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が39.6%、「子どもの教育に不安がある」が33.5%などとなっています。

就学児童では「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が38.0%で最も多く、以下「子どもの将来や進路について不安がある」が35.2%、「子どもの友達つきあいに不安がある」が31.9%などとなっています。

なお、「相談相手がない」との回答は、就学前児童では1.3%、就学児童では2.0%とごく少数となっています。

■子育てに関する不安や負担



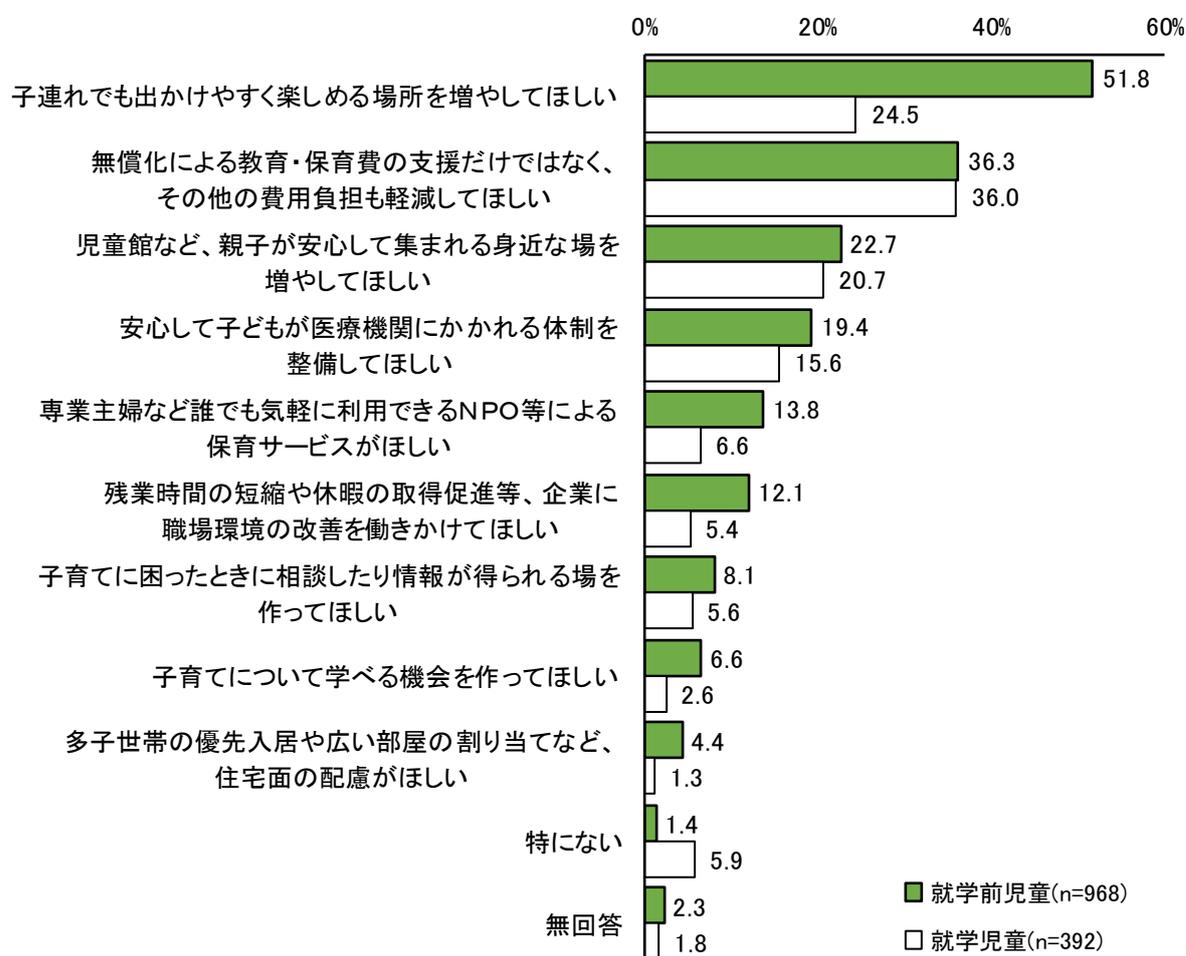
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

### ③充実してほしい子育て支援

充実してほしい子育て支援について、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が51.8%で最も多く、以下「無償化による教育・保育費の支援だけでなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が36.3%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が22.7%などとなっています。

就学児童では、「無償化による教育・保育費の支援だけでなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が36.0%で最も多く、以下「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が24.5%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が20.7%などとなっています。

#### ■子育ての環境や支援への満足度



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

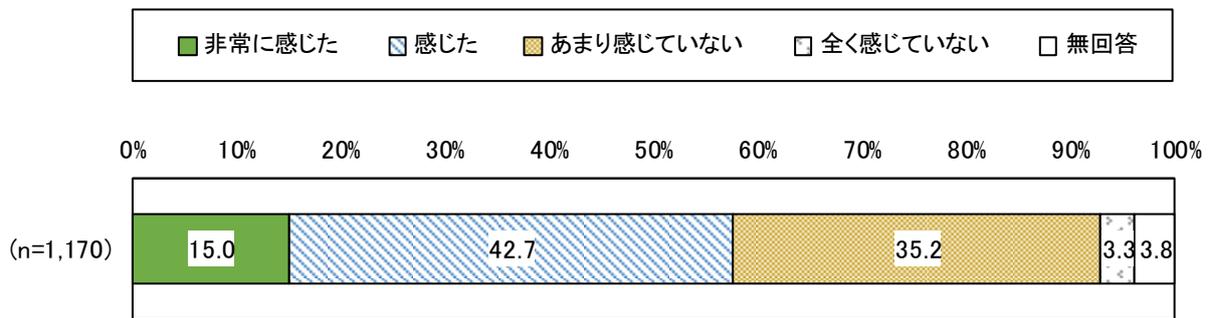
## (4)その他の関連する調査結果

### ①直近1か月間の不満や悩み、ストレス

直近1か月間の不満や悩み、ストレスは、「非常に感じた」が15.0%、「感じた」が42.7%で、合わせると57.7%を占めています。

一方、「全く感じていない」が3.3%、「あまり感じていない」が35.2%で、合わせると38.5%となっています。

#### ■直近1か月間の不満や悩み、ストレス

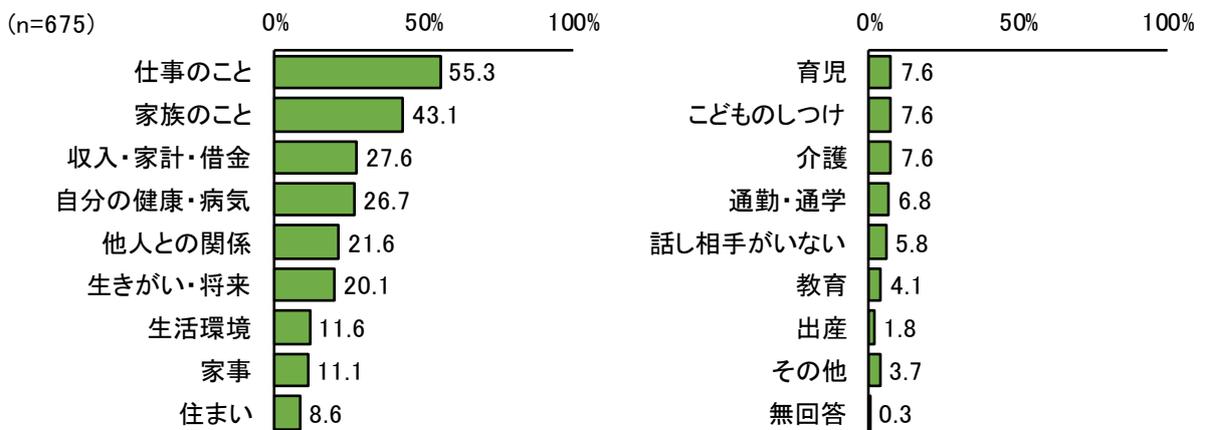


資料：健康に関するアンケート(平成30年度)

### ②不満や悩み、ストレスを感じたこと

不満や悩み、ストレスを感じたことは、「仕事のこと」が最も多く55.3%を占め、以下「家族のこと」が43.1%、「収入・家計・借金」が27.6%、「自分の健康・病気」が26.7%などとなっています。なお、「話し相手がない」は5.8%となっています。

#### ■子育てに関する不安や負担



資料：健康に関するアンケート(平成30年度)

③ 市政の満足度と重要度

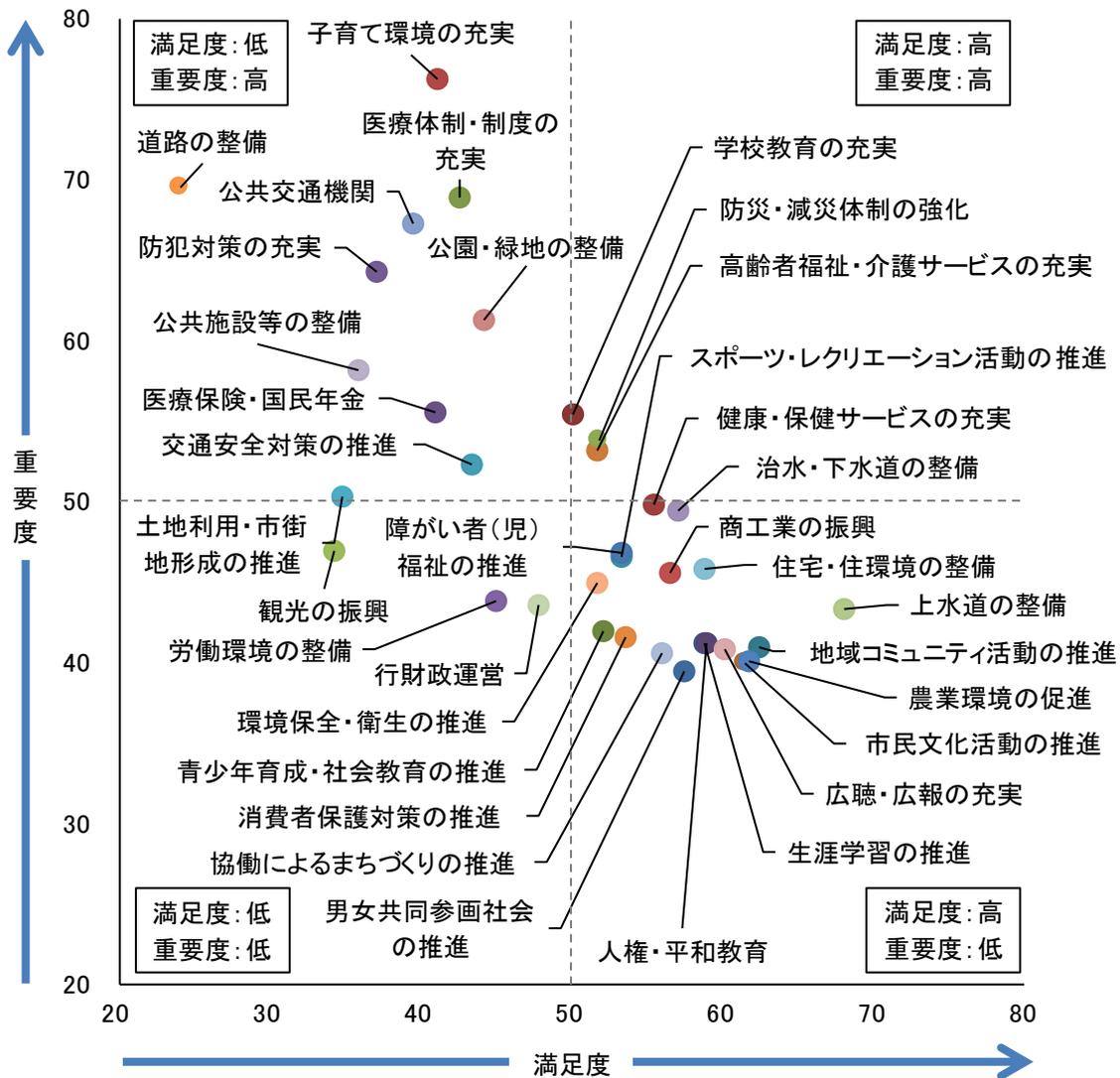
令和元年度に実施した「第17回八潮市市民意識調査」における、市政の満足度と重要度の関係を相対的に分析したものです。

満足度が特に高い項目は、「上水道の整備」、「地域コミュニティ活動の推進」、「農業環境の促進」などとなっています。

一方、満足度が特に低い項目は「道路の整備」、「観光の振興」、「土地利用・市街地形成の推進」などとなっています。そのうち、「道路の整備」は今後の重要度も高くなっています。

また、「子育て環境の充実」や「医療体制・制度の充実」、「公共交通機関」なども重要度が高くなっています。

■ 市政に対する満足度と重要度の関係



資料: 第17回八潮市市民意識調査

